

宿泊施設感染症対策補助金のおよくあるお問合せ

○対象施設について

<p>Q 1 該当する宿泊施設とは？</p>	<p>A 1 市内に所在し、申請時点で営業している、旅館・ホテル（旅館業法に基づく営業許可が必要。<u>下宿営業を除く。</u>）、民泊（住宅宿泊事業法に基づく届け出が必要）、特区民泊（国家戦略特別区域法に基づく認定が必要）が該当します。ただし、<u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する施設を除きます。</u></p>
<p>Q 2 登録宿泊施設とは？</p>	<p>A 2 G o T o トラベル事業に参画する情報登録申請を行った施設となります。 G o T o トラベル事業参画区分は、 パターンA（旅行会社・予約サイトからの予約のみを取り扱う場合）、 パターンB（直接販売で、宿泊事業者が給付金の申請を行う場合）、 パターンC（直接販売で、第三者機関が給付金の申請を行う場合） の3パターンありますが、いずれも対象となります。</p>
<p>Q 3 市内に複数の宿泊施設を有する場合はどのように申請すればよいのか？</p>	<p>A 3 宿泊施設ごとに分けて申請書を提出してください。 原本を添付する必要がある「市税に未納がない旨の証明書（市制度用）」については、同一の事業者が同時に申請書を提出する場合に限り、ひとつには原本を、もうひとつにはコピー添付とすることができます。</p>
<p>Q 4 G o T o トラベル事業に情報登録をしていないが、大規模宴会場（200㎡以上）を有している。補助限度額はいくらになるのか？</p>	<p>A 4 G o T o トラベル事業に情報登録をしていない場合は、大規模宴会場を有していても限度額は10万円です。 近日中にG o T o トラベル事業に情報登録をする予定がある場合は、情報登録を済ませてから、申請することをおすすめします。</p>
<p>Q 5 施設内に大規模宴会場（200㎡以上）があるが、通常はパーティションで区切って使用している。大規模宴会場と判断できるか？</p>	<p>A 5 パーティション等を動かすことで1室の大規模宴会場として使用することができれば大規模宴会場に該当します。 ただし、パーティション等を固定して1室としていて使用できない場合は該当となりません。</p>

宿泊施設感染症対策補助金をよくあるお問合せ

○対象事業について

<p>Q 6 該当する消耗品費、備品購入費はどのようなものか？</p>	<p>A 6 新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる消耗品、備品。 主なものは下記のとおり。 衛生設備（飛沫感染防止用パネル、透明ビニールカーテン、非接触体温計、ソーシャルディスタンス確保を目的としたサイン、サーマルカメラ、サーキュレーター） 衛生用品（マスク、フェイスシールド、ゴーグル、衛生用手袋、アルコール消毒液、消毒用ウェットティッシュ、消毒用洗剤）を主なものとします。 その他、GOTトラベル事務局が示しているビュッフェ形式における専用トングなどの感染拡大防止対策を講じるために購入する消耗品や備品も対象となります。 ただし、パネル設置工事費など備品の設置にかかる費用は対象外となります。</p>
<p>Q 7 GOTトラベル事務局が示している感染拡大防止対策とはどのようなものか？</p>	<p>A 7 「サービス産業消費喚起事業（GOTトラベル事業）旅行会社・OTA等旅行事業者・宿泊事業者向け取扱要領」には、 ① チェックインに際しては、直接の対面を避けるなど、感染予防策を講じた上で<u>旅行者全員に検温と本人確認を実施</u>することができる。 ② 旅行者に検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、週末も含め、最寄りの保健所又は帰国者・接触者相談センターの指示を仰ぎ、<u>適切な対応をとる</u>ことができる。 ③ 浴場や飲食施設等の共用施設の利用について、<u>人数制限や時間制限などを設け、三密対策を徹底</u>することができる。 ④ ビュッフェ方式において、食事の個別提供、従業員による取り分け、もしくは個別のお客様専用トングや箸等を用意し共用を避けるなど<u>料理の提供方法を工夫</u>し、また、<u>座席の間隔を離す</u>など、食事の際の三密対策を徹底する。 ⑤ 客室、エレベーターなどの<u>共用スペース等の消毒・換気を徹底</u>すること。 ⑥ 「参加条件」を徹底・実施している旨をホームページやフロントでの掲示等で<u>対外的に公表</u>すること。 ⑦ 旅行商品の予約、購入時や宿泊施設でのチェックインの際等に、<u>旅行者が順守すべき事項を周知徹底</u>する。また、若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般的にリスクが高いと考えられるため控えることが望ましい。ただし、それだけをもって一律に支援の対象外とするものではなく、</p>

宿泊施設感染症対策補助金をよくあるお問合せ

	<p>修学旅行・教育旅行などのように、着実な感染防止対策が講じられることを前提に、適切に旅行が実施されるべきことを周知徹底する。</p> <p>とされています。</p>
<p>Q 8 既に購入した物品は補助対象になるのか？</p>	<p>A 8</p> <p>G o T o トラベル事業に情報登録をした登録宿泊施設は、令和2年4月1日以降（情報登録していない宿泊施設は、令和2年8月1日以降）に購入した物から対象になります。</p> <p>ただし、購入物品、金額等明細が確認できる領収書等の写しが必要となります。</p>
<p>Q 9 一括購入した請求書、領収書の中に県や市商業振興課の補助金の対象とした物品が混ざっているが該当となるか？</p>	<p>A 9</p> <p>他制度で補助該当にならなかった物品とその金額を明確に分類できる請求書、領収書の写しを添付することができ、本補助事業に該当する経費を色分け等で明確にすることが可能であれば該当になります。</p> <p>ただし、「消耗品 一式」などとして請求書、領収書で物品と金額が示されず、明確に分離することができない場合は該当となりません。</p>

○申請方法について

<p>Q 1 0 「大規模宴会場が設置されていることを証明する書類」とはどのようなものか？</p>	<p>A 1 0</p> <p>該当する大規模集会場の構造が分かる平面図（面積の記載があるもの）のコピー（A 4 版）を添付してください。</p>
<p>Q 1 1 G o T o トラベルの情報登録をした場合の交付申請（別記様式第1号の2）を提出する場合に、併せて裏面の実績報告をしなければならないのか？</p>	<p>A 1 1</p> <p>必ず実績報告をする必要はありません。交付申請のみを先にする場合は、事業完了後に実績報告を提出してください。</p>

宿泊施設感染症対策補助金のおよあるお問合せ

<p>Q12 G○T○トラベルの登録をしているが、交付申請書（兼実績報告書）の添付書類で、情報登録申請書（様式第4号）、宿泊施設リスト（様式第5号）、給付枠申請書（様式第7号の2）のどれを提出すればよいか？</p>	<p>A12 G○T○トラベル事業の申請の際に『宿泊施設リスト（様式第5号）』を提出している場合は、その写しを優先して添付してください。 『宿泊施設リスト』を提出していなかった場合は、『情報登録申請書（様式第4号）』か、『給付枠申請書（様式第7号の2）』いずれかの写しを添付してください。 また、オンライン申請をした場合は、申請済みであることが確認できる画面のハードコピーをもって添付書類に替えることができます。</p>
<p>Q13 G○T○トラベルの登録をしているが消耗品や備品の購入予定額が補助限度額（20万円）まで必要ない場合はどうすればよいのか？</p>	<p>A13 対象となる金額に調整して交付しますので、申請前にご相談ください。</p>
<p>Q14 G○T○トラベルに情報登録しないで交付申請をした後に、G○T○トラベルの情報登録をした場合は、申請の変更が可能か？</p>	<p>A14 G○T○トラベルの情報登録をする予定があれば、登録後に申請をしてください。 （登録前に申請してしまった場合は、一旦、補助事業の取り止めを申請し、改めてG○T○トラベルの情報登録をした事業者用の申請をしてください。）</p>
<p>Q15 新型コロナウイルスの影響による「特例制度」により市税の徴収猶予を受けているが、対象外となるのか？</p>	<p>A15 新型コロナウイルス感染症の影響等により、市税の徴収猶予等を受け、市税に未納のない旨の証明書を提出できない場合は、徴収猶予承認通知書の写しを提出してください。</p>